

プレスリリース
シティグループ・インク
2009年2月27日

シティ、優先証券を普通株式へ転換 有形普通株式株主資本(Tangible Common Equity)は810億ドルへ増加

取引は米国政府による追加出資を含まず

ニューヨークシティは、本日、優先証券と引換えに普通株式を発行することを発表しました。当該発行により、シティの有形普通株式株主資本(TCE)は、米国政府による追加出資を伴うことなくして大幅に増加します。本取引は、当社に関する不確実性を取り除き、投資家の当社に対する信頼が回復する程度にまでシティのTCEを引き上げることを目的とするものです。

シティは、現存するシティの優先証券及び信託優先証券の最大275億ドルを、1株につき3.25ドルの転換価格をもって、普通株式に転換することを提案します。米国政府は、同転換価格をもって、額面金額で最大250億ドルの優先株式について、当該転換に応じる予定です。(添付の取引概要をご参照下さい。)

シティ最高経営責任者のピクラム・パンディットは以下のように述べました。「この証券の転換は1つの目的のために行われます。それは、有形普通株式株主資本を増強することです。当社は、Tier1資本は依然として銀行の財務の健全性を測る最も重要な指標であると考えていますが、市場は有形普通株式株主資本も重要な指標としてとらえているものと認識しています。本取引は、米国の納税者からの追加出資を必要とするものではなく、シティの経営方針、運営又はガバナンスに変更を加えるものではありません。当社の顧客及び取引先は、何ら影響を受けることなく、引き続き世界中でシティに期待する高い水準のサービスを受けることができます。」

本取引において優先証券のうち適格性のある最大275億ドル分の転換が行われることを前提とすると、本取引により、当社のTCEを第四半期における297億ドルから最大810億ドルまで増加させることができます。2008年12月31日時点でシティのTier1資本比率は11.9パーセントであり、これは主要行の中で最高の数値です。当該比率は本取引により影響を受けません。

転換が適格性を有するものの最大限まで行われた場合、米国政府がシティの発行済普通株式(自己株式を除く。)のうち約36パーセントを保有することになり、既存の株主は発行済普通株式(自己株式を除く。)のうち約26パーセントを保有することになります。全投資家の新しい持分は、転換が行われた後に決まります。

シティは以下の通り転換を行うことを提案しています。

- ・私募による転換優先証券を暫定証券及びワラントに転換
- ・米国政府保有の優先証券を暫定証券及びワラントに転換
- ・公募による転換及び非転換優先証券を普通株式に転換

本取引のために必要となる普通株式数の増加に対する株主の承認を条件として、暫定証券は普通株式に転換されます。暫定証券は普通株式と同等の価値を有します。上記の株主の承認が得られなかった場合には、ワラントによってシティの普通株式を1株0.01ドルで購入する権利が保有者に付与されます。株主の承認が得られない場合には、暫定株式には9パーセントの配当が支払われることになり、これは四半期ごとに増加します。

米国政府保有分以外の株式の転換は、信託優先証券保有者以外の全優先株式保有者を対象とするものです。シンガポール政府投資会社（The Government of Singapore Investment Corporation Pte Ltd.）、アルワリード・ビン・タラル王子（HRH Prince Alwaleed Bin Talal Bin Abdulaziz Alsaud）、キャピタル・リサーチ・グローバル・インベスターズ（Capital Research Global Investors）、キャピタル・ワールド・インベスターズ（Capital World Investors）及びその他の投資家は、本転換に参加することを表明しています。転換への参加率によっては、Trust Preferred Securities（"TruPs"）（信託優先証券）及び Enhanced Trust Preferred Securities（"ETruPs"）（信託優先証券）の保有者も参加適格を取得する可能性があります。

米国政府は現存する優先証券のうち普通株式に転換されない一部について、新たな信託優先証券への転換を行います。これら証券は年率 8 パーセントのクーポンを伴います。

本取引に関連して、シティは優先株式に対する配当を停止します。これに伴い、普通株式に対する配当も停止されることとなります。当社は Trust Preferred Securities（信託優先証券）及び Enhanced Trust Preferred Securities（信託優先証券）に対しては現在の利率で引き続き分配金を支払います。

###

シティは、世界 140 カ国以上に約 2 億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな金融機関です。シティコープ及びシティ・ホールディングスの 2 つの事業部門を通じて、個人、法人、政府及び団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。詳しくは、www.citigroup.com 又は、www.citi.com をご覧ください。

本発表に関する日本国内の連絡先：
シティグループ・インク代理人
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 杉本文秀
電話：03-3511-6133（直通）

シティ資本構成再編取引の概要

政府保有優先株式の転換

| | |
|-----------|---|
| 対象株式 | ▶ 2008年10月28日に発行された TARP 優先株式シリーズ H (発行総額 250 億ドル) |
| 転換総額 | ▶ 転換総額は、転換される私募優先株式、公募優先株式及び信託優先証券の総額と同額とし、最大 250 億ドルとする。 |
| 転換価格 | ▶ 額面で 1 株あたり 3.25 ドル |
| 米国財務省への対価 | ▶ 暫定証券及びワラント (下記参照) |
| 残余優先株式 | ▶ 暫定証券に転換されなかった全ての発行済み優先株式は 8% のクーポン付きの信託優先証券に転換される。 |
| 非対象株式 | ▶ 2008年12月31日に発行された TARP 優先株式シリーズ I (発行総額 200 億ドル) 及びシリーズ G (発行総額 70 億ドル) はそれぞれ別個の 8% のクーポン付きの信託優先証券に転換される。 |

私募優先転換株式の転換

| | |
|---------|--|
| 対象株式 | ▶ 当初 2008年1月23日に発行された私募優先転換株式 (シリーズ A1、B1、C1、D1、J1、K1、L2、N1) |
| 転換総額 | ▶ 125 億ドルを目安とする。 |
| 転換価格 | ▶ 額面で 1 株あたり 3.25 ドル |
| 投資家への対価 | ▶ 暫定証券及びワラント |
| 残余優先株式 | ▶ 転換されなかった発行済優先株式への配当は停止される。 |

公募優先株式、公募優先転換株式及び信託優先証券の転換

| | |
|---------|---|
| 対象株式 | ▶ 2008年1月、4月及び5月に発行された公募優先株式 (シリーズ AA、E、F) ▶ 2008年1月に発行された公募優先転換株式 (シリーズ T) ▶ Enhanced Trust Preferred Securities (信託優先証券) ▶ Trust Preferred Securities (信託優先証券) |
| 転換総額 | ▶ 149 億ドルを目安とする。 |
| 転換価格 | ▶ 市場へのプレミアム付きで 1 株あたり 3.25 ドル |
| 投資家への対価 | ▶ 普通株式 |
| 残余優先株式 | ▶ 転換されなかった発行済優先株式への配当は停止される。 ▶ eTruPS 及び TruPS への分配に変更はない。 |

その他

| | |
|--------|---|
| 最大転換総額 | ▶ 私募優先株式、公募優先株式及び信託優先証券の合計で 275 億ドル |
| 転換適格 | ▶ 本転換は、私募優先株式と公募優先株式を対象とする。 ▶ 転換への参加率によっては、TruPS 及び eTruPS も参加適格を取得する可能性がある。 |

暫定証券及びワラント

| | |
|------|---|
| 証券 | ▶ 株主の決議により 1 対 1 の比率で普通株式に強制転換される普通株式と同等の証券 |
| ワラント | ▶ 1 株あたり 0.01 ドルで最大 7 億 9000 万株の普通株式を取得するワラント |

株主決議

| | |
|--------------|--|
| 暫定証券及びワラント発行 | ▶ 暫定証券及びワラントの発行には株主の決議を要しない。 |
| 授權普通株式 | ▶ 暫定証券の普通株式への転換を可能にするための授權普通株式数の増加に係る定款変更には株主の決議が必要となる |
| 可決された場合 | ▶ 暫定証券は普通株式に転換される。 ▶ ワラントは無効となる。 |
| 否決された場合 | ▶ 暫定証券は通常配当と 9%配当（この数値は四半期ごとに 200 ベースポイントずつ、19%に達するまで増加する。）のいずれか多い額を受け取る。 ▶ ワラントは随時権利行使可能となる。 |